別紙８　新庁舎におけるセキュリティ方針

　新庁舎内に複合する、市役所、議会、市民福祉センター、市民利用スペースは、施設管理区分を設定し、防犯計画に基づく防犯管理を行う。

**＜新庁舎の管理区分＞**

・新庁舎の施設管理区分は、以下の区分とする。

・各施設の管理区分間については、施設間の入退管理が行えるようにする。

|  |  |
| --- | --- |
| 管理区分（部門） | 構成諸室 |
| 市役所 | 市役所エントランス、執務スペース、執務関連諸室 |
| 議会 | 議会関連諸室 |
| 市民福祉センター | 福祉センターエントランス、市民福祉センター諸室 |
| 市民利用スペース | 市民交流スペース、展望テラス、多目的ホール |
| 共用部 | 共用通路、エレベーター及びエレベーターホール、階段 |

**＜新庁舎のセキュリティレベル＞**

・新庁舎の諸室は、以下に示すセキュリティレベルに応じた、入退管理及び情報管理が行えるようにする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| レベル | 対象 | 対応内容 |
| 高↑↓低 | 5 | コンピュータ室、耐火書庫等の重要諸室 | 特定の職員のみ出入りできることとし、入退時の扉の開閉を防犯設備で管理する。 |
| 4 | 資料等の保管室（執務室から直接出入りするものを除く）、職員用更衣室 | 職員のみ出入りできることとし、入退時の扉の開閉を防犯設備で管理する。 |
| 3 | 執務室等 | 原則として、職員のみが出入りできる。 |
| 2 | 相談室、会議室、応接室 | 職員または当該部分を使用する来庁者のみが出入りできる。 |
| 1 | エントランスホール、通路・階段・エレベーター等の共用通行部分、市民利用スペース | 誰もが自由に出入りできる。 |
| 0 | 市民広場、駐車場等の屋外部分 | 利用時間に関わらず、誰もが利用できる。 |

**＜新庁舎の時間外、休日の管理＞**

・施設区分に応じた、平日及び休日の開館時間は下表に示すとおり。

|  |  |
| --- | --- |
| 施設区分 | 開館時間 |
| 通常開館日 |
| 平日 | 休日 |
| 市役所、議会 | 8:45～17:15 | 閉鎖 |
| 市民交流スペース展望テラス | 8:45～17:15 | 9:00～21:00 |
| 市民福祉センター | 9:00～21:00 |
| 駐車場 | 終日 |

※12月29日から1月3日は、駐車場を除き全て閉館

・市役所において下記に示す時間外及び休日の使用を想定し、適切な利用管理が行えるようにする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名　称 | 担当課 | 実施日・時期 |
| 利用場所 | 利用時間 |
| 期日前投票 | 総合事務局 |  |
| 市民交流スペース | 閉庁～20時 |
| 日曜開庁日 | 市民課 | 第1・3日曜日 |
| 課窓口 | 9時～12時30分 |
| 法律相談 | 福祉総務課 | 年6回、日曜日（不定期） |
| 市民相談室 | 9時～12時 |
| 日曜特設一般相談 | 福祉総務課 | 第1・3日曜日 |
| 市民相談室 | 9時～12時 |
| 夜間納付相談窓口 | 国保年金課 | 月1回(平日） |
| 課窓口 | 18時30分～20時15分 |
| 児童扶養手当現況届受領窓口 | 子ども福祉課 | 毎年8月中の平日１週間 |
| 課窓口 | 17時15分～20時 |
| 新学年入園希望者受付窓口 | 保育こども園課 | 11月、12月中の土日で計2週 |
| 課窓口 | 9時～17時 |
| 保育料滞納者等対応窓口 | 保育こども園課 | 平日（予約制、不定期） |
| 課窓口 | 17時15分～20時 |
| 各種団体の会議 | スポーツ振興課 | 年間15回（不定期） |
| 会議室 | 18時～21時 |